

平成 2 2 年 第 1 4 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 2 年 1 2 月 9 日 (木) 開 催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成22年 第14回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年12月 9日(木) 午後3時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (25人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
6番 大山 久雄	7番 山手 善美
8番 田村 博美	9番 千葉 惣永
10番 田村 圭紀	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	14番 佐々木 英政
15番 門脇 博美	16番 倉橋 重基
17番 佐藤 孝典	18番 伊藤 長三
19番 真崎 純孝	20番 大石 徹治
21番 山本 實	22番 藤村 隆清
23番 高橋 政敏	24番 鈴木 八寿男
25番 小松 清記	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (2人)

5番 高橋 正美	13番 布谷 次郎
----------	-----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 建議書の提出について

平成 23 年度仙北市農業施策について

(2) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第 47 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 48 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 49 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(4) 議案第 50 号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良

補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

1 番 佐 藤 和

2 番 新 山 昌 樹

9. 会議の概要

議 長 　　ただいまから、平成22年第14回仙北市農業委員会総会を開催いたします。

議 長 　　午後からの総会でございます。農政部会等色々ございましたがこれから総会ということですのでご協力よろしく申し上げます。12月1日から2日間ですけれどもTPPの関係、それから全国農業委員長大会が東京都で開催されました。そのときに国会議員との懇談があり意見交換をいたしました。当然TPPに関しては全て反対という旨伝えました。国会議員の方も反対というような内容で懇談してまいりました。12月7日には秋田おぼこのTPP参加断固拒否という内容の大会がありました。その場にも国会議員の方が来て説明をしていました。また、藤川栄委員が米の匠に入選されたということをご報告させていただきます。約1,400人の応募の中から10位以内に入選したということは非常に喜ばしいことです。また、11月24日に市長と農業委員との農政懇談会を西木庁舎で行いました。内容につきましては1月1日発行の農業委員会だよりに掲載されますので見ていただきたいと思います。

議 長 　　それでは、農地法第3条の許可申請で取り下げの案件がありますので事務局から説明をお願いします。

藤原局長 　　案件の取り下げについてご報告いたします。議案書の2ページ、議案第47号の案件でございます。整理番号2番の〇〇さんと〇〇さんとの無償移転の案件でございます。この件につきまして、上程する予定で内々に進めていたのですが、12月6日に双方から取り下げ願が提出されました。

理由としては申請後に現地調査を行ったところ、登記簿では地目が畑となっておりますが、現況が耕作できる状態ではないということでの取り下げ理由となっております。今後につきましては、農業委員の方からご指導をいただき、進めて行きたいとのことでした。以上です。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は25名、欠席委員は2名でございます。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に議事録署名員並びに会議書記をこちらから指名してよろしいでしょうか。

『異議無し』の声

議長 それでは議事録署名員に1番佐藤委員、2番新山委員、兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。それでは日程4、会務報告をお願いします。

藤原局長 《会務報告について説明》

議長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思います。

議長 それでは、日程5の報告に入ります。報告1、建議書の提出について藤村代理より報告をお願いします。

藤村代理 11月26日に建議書を議会事務局へ提出してまいりました。市長に置かれましては倉橋農林部長同席のもと国、県への要請事項、そして市への要請事項を提出してまいりました。詳しい内容はお手元に配布されている建議書という資料に記載されています。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので次に報告2、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をお願いします。

竹下補佐 農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたのでご報告いたします。届出月日が11月18日。届出者が〇〇地区の〇〇さん。申請農地が〇〇他、26筆。合計面積が19,445㎡。前所有者が〇〇さん。相続による取得です。以上です。

議長 これについてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので議事に入りたいと思います。

議長 議案第47号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第47号。農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成22年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第47号の説明を始めます。整理番号1番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の627㎡他、田3筆の合計3,160㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん51才、〇〇県在住の方でございます。譲受人が〇〇さん60才、〇〇地区在住の方でございます。申請事由といたしましては、〇〇さんが県外在住のため農地の管理が困難。また、申請地は〇〇さんの所有農地の隣接地ということで〇〇さんに売りたい

いとのことでした。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員といたしましては、4人中2人が農作業従事となっております。備考といたしまして、売買単価が10a当たり30万円。総額948,000円となっております。続きまして整理番号2番は取り下げの案件ですので整理番号3番に移ります。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の16,853㎡他、田5筆の合計21,938㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん54才。譲受人が〇〇さん23才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由といたしましては〇〇さんが後継者へ部分贈与。〇〇さんが受贈となっております。世帯の稼働人員といたしましては4人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の3,010㎡他、田9筆の合計19,135㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が整理番号3番と同じく〇〇さん、譲受人が〇〇さん49才。夫婦間での案件でございます。申請事由といたしましては、妻へ部分贈与。〇〇さんが受贈となっております。世帯の稼働人員は整理番号3番と同様となっております。続きまして整理番号5番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が582㎡の一筆。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん79才。〇〇地区在住の方で、整理番号3、4番の譲渡人の〇〇さんの父親になります。譲受人が〇〇さん。申請事由といたしましては、〇〇さんが息子の妻へ贈与。〇〇さんが経営規模の拡大となっております。続きまして整理番号6番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑の142㎡他、田18筆、畑1筆。合計20筆の29,449㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん77才。借受人が〇〇さん29才。双方〇〇地区在住の家族でございます。申請事由とい

たしましては、〇〇さんが経営移譲年金受給のため、〇〇さんが経営主宰となっておりま。世帯の稼働人員といたしましては、5人中2人が農作業従事となっておりま。〇〇さんは農業歴1年ですが家族で協力し、近隣農家から指導を受けながら営農していきたいとのことでした。整理番号7番につきましては、更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第47号の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告いたします。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、農地法第3条の調査書による現地報告をお願いしたいと思います。整理番号1番について6番大山委員お願いします。

6番大山 《整理番号1番について別添、農地法第3条調査書に基づき現地報告》

議長 続きまして、整理番号3番、4番、5番について18番伊藤委員お願いします。

18番伊藤 《整理番号3番、4番、5番について別添、農地法第3条調査書に基づき現地報告》

議長 続きまして、整理番号6番について24番鈴木委員お願いします。

24番鈴木 《整理番号6番について別添、農地法第3条調査書に基づき現地報告》

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番佐藤 議案書の経営面積の欄ですが、同一世帯での案件の場合、誰がどれくらい農地を所有しているのか分からないのでどうにかありませんか。

小木田主任 世帯での経営面積が記載されてしまうので、システムではこのように記載されてしまいますが、個人の経営面積を手入力で記載することは可能です。

藤原局長 この件につきましては、検討させていただきまして要望に添えるように

してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

1 番佐藤 お願いします。

議 長 他にございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようなので、議案第 47 号につきましては、許可を与えることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって許可を与えることに決定します。

(1 5 時 5 6 分)

議 長 続きまして、議案第 48 号。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第 48 号。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について。農地法第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成 22 年 12 月 9 日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 説明を始めます。申請農地が〇〇、登記簿現況共に田、面積が 793㎡。賃借権の設定です。所有者が〇〇地区の〇〇さん。借りる方が〇〇市の〇〇さん。転用目的は果実等の直売所 2 棟、駐車場、通路等となっております。賃借料が月 5 万円となっております。別冊の図面等を載せている資料で説明いたします。1 ページに案内図を載せています。〇〇の駐車場に隣接している土地が申請地です。3 ページ以降に事業計画を載せています。適地とした理由が観光客、地域住民から広く利用してもらいたいとのことでした。事業費といたしましては 6,080,000 円で自己資金での対応。市道側が若干低くなっているので平均で約 40cm ほど造成する予定で

す。5 ページに事業計画の一環ということで載せていますが、〇〇さんは〇〇市でリンゴを約 80 a ほどの面積で生産しています。直売所は〇〇市に 1 施設、〇〇地区に 1 施設建設中です。それに続いて今回の申請で 3 施設目ということです。県内 56 カ所に施設を設けたいとのこと。6 ページに配置図を載せています。8 ページに平面図を載せています。申請農地につきましては、都市計画区域内の第 1 種住居区域内、農地区分としては第 3 種農地に区分されます。以上です。

議 長 説明が終わりました。現地調査報告を 16 番倉橋委員お願いします。

16 番倉橋 申請地では蕎麦を栽培していました。周辺農地は市道を挟んだ向側にありますが、そちらも減反になっております。出入口の所に幅 3 メートルの水路がありますが、周辺に殆ど農地がありませんので問題無いことを確認してまいりました。以上です。

議 長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可相当の意見を附して送付することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって議案第 48 号につきましては、許可相当の意見を附して送付することに決定します。 (16 時 03 分)

議 長 次に、議案第 49 号。農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第 49 号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化法第 18 条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受

けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成22年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任

説明を始めます。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿地目現況地目共に田。面積が1,721㎡。合計13筆の23,530㎡。所有権移転の案件でございます。移転するのが〇〇さん63才、受けるのが秋田県農業公社、先月の買入協議の案件でございます。利用目的は水田として。売買価格は買入協議の結果10,588,500円となっております。備考といたしまして、売買単価が10a当たり45万円。買い受け予定者が〇〇さん。即売型での買い受け予定となっております。続きまして整理番号2番、関係農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,071㎡。合計15筆の14,473㎡。所有権移転の案件でございます。移転するのが〇〇さん74才、〇〇地区の方でございます。こちらも農業公社を通した案件でございます。こちらは10年間の分割払型です。利用目的は水田として、売買価格が680万円。備考といたしまして、売買単価が10a当たり47万円。買い受け予定者が〇〇さんとなっております。続きまして整理番号3番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が94㎡。合計13筆の9,665㎡。所有権移転の案件でございます。移転するのが〇〇さん76才、〇〇地区の方でございます。受けるのが〇〇さん54才、〇〇地区の方でございます。利用目的は水田として。売買価格は500万円。〇〇さんは認定農業者でございます。営農類型といたしまして稲作と野菜を栽培しております。売買単価が10a当たり517,330円。JAの資金を活用するとのことでした。続きまして整理番号4番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,244㎡。合計10筆の9,639㎡。新規の利用権設定の案件でございます。設定す

る方は〇〇さん75才。〇〇地区の方でございます。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん59才。利用目的は水田として。期間が10年。10a当たり単価が1万円。〇〇さんは認定農業者です。営農類型といたしましては、稲作中心。年額96,930円となっております。続きまして整理番号5番、関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,893㎡。合計17筆の19,543㎡。新規の利用権設定の案件でございます。設定する方が〇〇さん62才。〇〇地区の方でございます。受けるのが〇〇さん61才。同じく〇〇地区の方でございます。利用目的は水田として。期間が3年。10a当たりの単価が19,000円。〇〇さんの営農類型といたしましては、稲作と露地花きを栽培しております。年額371,317円となっております。整理番号6番からは再設定の案件でございますので説明は割愛させていただきます。議案第49号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようなのでこのとおりに策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第49号の計画については適正と認めることに決定します。 (16時10分)

議長 次に、議案第50号。現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第50号。現況非農地証明願に対する可否決定について。別紙のとおり、現況非農地証明願の提出があったので、審議のうえ許可の可否を求

めるものであります。平成22年12月9日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 申請所在地が〇〇。登記簿畑、現況雑種地。区分が農振外でございます。面積が1,054㎡。申請者が〇〇地区の〇〇さんです。申請事由といたしましては、昭和47年に転用の許可を受けている案件で、計画通り転用されているという案件でございます。位置図等を別冊の資料に載せていますのでご覧頂きたいと思えます。10ページに案内図を載せています。申請地は〇〇の近くです。都市計画区域内の第3種農地になります。11ページに位置図を載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。現地報告を16番倉橋委員お願いします。

16番倉橋 申請地は現在、来客用の駐車場や大型車の転回スペースとして利用されています。冬囲いの資材置き場等としても利用されていきました。非農地であることを確認しました。以上です。

議長 現地報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第50号につきましては非農地証明することに決定します。 (16時15分)

議長 これで予定されていた議事は終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。

『無し』の声あり

閉 会

議長 以上を持ちまして、平成22年第14回仙北市農業委員会総会を終了します。 (16時17分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 3 年 1 月 7 日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 番 佐 藤 和

署 名 員 2 番 新 山 昌 樹
